

運営・出店・展示に関する注意事項

1. 運営・出店に関する諸注意事項

- ◇ 出店物は、本フェスティバルの主旨・目的に沿った内容・品目とします。
- ◇ 物品販売品リスト、飲食店メニューについては、事前にリストをご提出ください。
- ◇ 出店および食品・販売行為に関連して発生した事故、苦情等については、出店者責任となりますので、任意ですがPL保険等への加入を推奨します。
- ◇ 食品、薬品、化粧品の販売、マッサージなどは保健所から指導があります。
- ◇ 大音量を出す音響機器については、持ち込みを禁止します。説明/演出などにより、音響機器の使用、ビデオ上映等をされる場合は、事前にご連絡をお願い致します。
- ◇ 貴重品については各自で管理をお願い致します。盗難・紛失等について、主催者は一切の責任を負いかねます。
- ◇ ブース内には、来場者に対して責任をもって対応できるスタッフを常時配置して下さい。
- ◇ チラシパンフレットの配布等については、事前に申請の上、各ブース付近で行うようにしてください。
- ◇ 政治活動・布教活動は、一切禁止します。
- ◇ 各団体のブース及び周辺において、万が一事故等が発生した場合は、直ちに事務局運営本部にご連絡下さい。
- ◇ 会場内の樹木・設備等を加工・破損することは、固く禁止致します。万が一会場内の樹木・設備等に加工・及び破損をきたした場合は、出店者の責任において、必ず現状復帰して下さい。主催者では一切の責任は負いかねます。
- ◇ ブース位置については、抽選にて決定致します。ご了承下さい。

2. ゴミ処理について

- ◇ 出店者のゴミについては、以下①～⑤の分類に分別されたゴミであれば、有料にて引き取り致します。
- ◇ ゴみの分別がされていない場合は引き取り致しませんので、分別の徹底をお願い致します。

①生ゴミ、②ビン類	¥2000/70L
③可燃ゴミ、④不燃ゴミ、⑤缶	¥1000/70L

- ※廃油については、凝固剤で固めたものであれば、可燃ゴミとして引き取り可能です。
- ※ガスボンベについては、穴をあけたものであれば、缶として引き取り可能です。
- ※ビン類ごみの削減にご協力をお願い致します。

- ◇ 会場内には、実行委員会にて来場者向けのごみ箱を設置致します。
- ◇ ゴみの分別の徹底の観点から、各ブースでの来場者向けごみ箱の設置はご遠慮ください。
- ◇ ブース撤去時には、ブース内にゴミの放置がないようお願い致します。
- ◇ 万が一ブース内にゴミが残されているようであれば、清掃に関する費用を負担いただく可能性がございます。

3. 飲食店出店について

(1) 飲食店出店について

食品を調理・加工、提供する場合には、「飲食店営業」「菓子製造業」等の営業許可施設基準に準じた設備が必要となりますので、出店にあたっては事前に基準に該当するか、確認をさせていただきます。

(2) 飲食店メニューについて

- ◇ 1ブースあたり販売料理の種類は4種類までとします。(生ものは販売不可)
- ◇ 出店者は販売するメニュー及び内容を記入した一覧表を提出して下さい。
- ◇ 尚、書類提出後の料理の変更は当日の販売も含め一切不可能ですので予めご了承下さい。
- ◇ 飲物販売ブース出店者に限り、アルコール・ノンアルコール・ドリンク販売を許可します。

- ◇ お持ち帰り用の飲料（冷蔵したものや栓を抜いたもの以外）については物販ブース販売可能です。
- ◇ 代々木公園の規定により、ビン入り飲料販売はできません。ビン類の販売は、コップに移し替えての販売のみになります。

（３）衛生基準について

- ◇ 販売する調理については、事前に許可施設で下処理を行ったものを衛生的な方法で持ち込み、会場では簡単な調理作業に限定してください。
- ◇ 出店者は料理に防塵カバーを付ける等、日本国内の衛生基準に従ってください。
- ◇ フェスティバル初日、保健所の係官が各ブースを訪問し、事前に提出頂いた書類通りの料理が衛生基準に沿った運営がなされているか確認します。
- ◇ 適切でないと判断された出店者に対しては、実行委員会、保健所にて販売の中止を命じることもあります。
- ◇ 食材や調理器具、容器包装等の保管、ごみの処理などについては、別紙保健所指導要領に従ってください。
- ◇ 食品に直射日光が当たらないよう対策をしてください。

（４）試飲・試食について

食品の試飲・試食をされる場合には、シンク・石鹸・ウェット・ティッシュ等が必要となる場合がありますので、必ず事前に実行委員会へ届け出をお願いします。

（５）果実販売について

- ◇ ブース内には手洗いの為の水タンク、石鹸、ウェット・ティッシュ 並びに手洗い後の水を受けるポリバケツを用意して下さい。
- ◇ ブース内での皮むきは禁止です（食品調理・販売ブースの範疇となります）
- ◇ 保健所で許可されている施設にて事前に皮をむき、食べられる状態で清潔な容器に入れ、会場に持ち込んで下さい。

（６）その他注意事項

- ◇ 適切な量・質を維持した本格的な味の料理を販売して下さい。
- ◇ 全てのメニューと価格をブースの正面に掲示して下さい。
- ◇ 容器については、可燃の紙製容器のみ使用可能です。
- ◇ テントの外での販売・調理作業等は出来ません。

4. 企業・物販ブース出店について

- ◇ 販売品リストを事前にご提出ください。事前に届出のないものは販売できません。
- ◇ 食品を販売する場合には、日本語表記の食品表示ラベルがあるものに限りです。
- ◇ 物販ブースでは、食品の調理・加工、調理・加工を必要とする試飲・試食はできません。
- ◇ 海外からの輸入品は、日本国内の輸入規定に従い正式に輸入された商品に限り、販売可能です。
- ◇ 海外から輸入された食品の販売については、輸入規定に従った日本語表記の食品表示ラベルがあるものに限りです。
- ◇ 物販ブースにて試飲・試食をされる場合には、シンク・石鹸・ウェット・ティッシュ等が必要となる場合がありますので、必ず事前に実行委員会へ届け出をお願いします。